

第 75 号

消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例  
(藤崎台県営野球場条例の一部改正)

第1条 藤崎台県営野球場条例(昭和35年熊本県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表職業野球の項中「4,970円」を「5,060円」に改め、同表一般野球の項中「4,320円」を「4,400円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「5,510円」を「5,610円」に、「6,380円」を「6,500円」に、「6,910円」を「7,040円」に、「7,890円」を「8,040円」に、「1,730円」を「1,760円」に、「2,060円」を「2,100円」に改める。

別表の2の表場内放送器具の項中「570円」を「580円」に改め、同表スコアボードの項中「1,440円」を「1,470円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「4,630円」を「4,720円」に改め、同表選手控室の項中「340円」を「350円」に改め、同表主催者室の項中「450円」を「460円」に改める。

別表の3の表照明設備の全部を点灯する場合の項中「486,000円」を「495,000円」に、「120,960円」を「123,200円」に、「43,200円」を「44,000円」に改め、同表照明設備の2分の1を点灯する場合の項中「21,600円」を「22,000円」に改め、同表照明設備の4分の1を点灯する場合の項中「10,800円」を「11,000円」に改める。

(熊本県漁港管理条例の一部改正)

第2条 熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1使用料の項中「5円8銭」を「5円17銭」に、「1,307円」を「1,331円」に、「1,976円」を「2,013円」に、「2,959円」を「3,014円」に、「227円」を「231円」に、「108円」を「110円」に、「2円38銭」を「2円42銭」に、「89,807円」を「91,471円」に、「22円36銭」を「22円77銭」に改める。

別表第2土砂採取料の項中「119円」を「121円」に、「162円」を「165

円」に、「108円」を「110円」に、「140円」を「143円」に、「157円」を「160円」に、「54円」を「55円」に、「70円」を「72円」に、「103円」を「105円」に改める。

別表第3係留施設の項中「238円」を「242円」に、「2,376円」を「2,420円」に改め、同表駐車場の項中「216円」を「220円」に、「108円」を「110円」に改める。

(熊本県財産条例の一部改正)

第3条 熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(熊本県港湾管理条例の一部改正)

第4条 熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「108分の100」を「110分の100」に改める。

別表第1中 「

円	銭
2	48

」を「

円	銭
2	53

」に、「2円4

8銭」を「2円53銭」に、「1円19銭」を「1円21銭」に、

1, 30
1, 97
2, 95

「

508
680
640
920

」を「

517
1, 33100
2, 01300
3, 01400

」に、「5円40銭」を「5円50銭」に、「1

円35銭」を「1円38銭」に、「

4, 946	40
453	60

」を「

5, 038
462

」

「

00
00

」に、「

7560
389

」を「

7700
396

」に、「17円2

8銭」を「17円60銭」に、「

389
238

」を「

39
24

」

10, 26000	10
21, 60000	22
2, 70000	2
1, 375, 18128	1, 400
9, 72000	9

$\frac{6}{2}$  に、「702円」を「715円」に、

1156	
1231	
670	
1156	
33480	
77760	を
70200	
1,18800	1
1,65240	1
86400	
1,43640	1
2,00880	2
70200	
70200	
95040	
28080	

,45000
,00000
,75000
,64760
,90000
1177
1254
682
1177
34100
79200
71500
,21000
,68300
88000
,46300
,04600
71500

に、「34560」を「35200」に、「

715	00
968	00
286	00

「1, 144円80銭」を「1, 166円」に、

874	80
2, 041	20
972	00
61	20

を


891	00
2, 079	00
990	00
623	4

に、

873	1
900	
171	1

を

889	2
916	
174	2

に、

86, 832	00
119, 232	00
143, 078	40

を

88, 440	00
121, 440	00
145, 728	00

に、「143, 078円4

0銭」を「145, 728円」に、「4, 536円」を「4, 620円」に、

1
1

2, 160	00
19, 232	00
51, 632	00
1, 620	00

を

2, 200	00
121, 440	00
154, 440	00
1, 650	00

に改める。

別表第2備考第10号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

円	銭
91	80
178	20
367	20
59	40
64	80
64	80
86	40
151	20
793	80
475	20

別表第3中

を

円	銭
85	00
165	00
340	00
55	00
60	00
60	00
80	00
140	00
735	00
440	00

に改め、同表備考第4号を同表

1, 9 1 1	6 0	1, 7 7 0	0 0
1, 1 5 0	2 0	1, 0 6 5	0 0
1 4 5	8 0	1 3 5	0 0
4 3 2	0 0	4 0 0	0 0
1, 4 2 0	2 0	1, 3 1 5	0 0
1 0 2	6 0	9 5	0 0
1 7 8	2 0	1 6 5	0 0
9 7	2 0	9 0	0 0

備考第5号とし、同表備考第3号の次に次の1号を加える。

- 4 占用の期間が1月未満の場合における占用料の額は、この表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表第4中	円	銭	を	円	銭	に改める。
	1 1 8	8 0		1 2 1	0 0	
	1 6 2	0 0		1 6 5	0 0	
	1 0 8	0 0		1 1 0	0 0	
	1 4 0	4 0		1 4 3	0 0	
	1 5 6	6 0		1 5 9	5 0	
	5 4	0 0		5 5	0 0	
	7 0	2 0		7 1	5 0	
	1 0 2	6 0		1 0 4	5 0	

(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表診断書の項中「5, 180円」を「5, 280円」に、「3, 140円」を「3, 200円」に、「2, 060円」を「2, 100円」に改め、同表死体検案書の項中「5, 180円」を「5, 280円」に改め、同表説明書の項中「2, 060円」を「2, 100円」に改める。

(熊本県道路占用料徴収条例の一部改正)

第6条 熊本県道路占用料徴収条例(昭和43年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(熊本県立学校体育施設の使用に関する条例の一部改正)

第7条 熊本県立学校体育施設の使用に関する条例(昭和45年熊本県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表体育館の項中「390円」を「400円」に改め、同表プールの項中「510円」を「520円」に改め、同表<sup>きゅう</sup>厩舎の項中「940円」を「960円」に改める。

(熊本武道館条例の一部改正)

第8条 熊本武道館条例(昭和46年熊本県条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表柔道場又は剣道場の項中「2,380円」を「2,420円」に、「4,220円」を「4,300円」に、「7,240円」を「7,370円」に、「6,050円」を「6,160円」に、「11,450円」を「11,660円」に、「13,820円」を「14,080円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「8,420円」を「8,580円」に、「14,470円」を「14,740円」に、「12,100円」を「12,320円」に、「22,900円」を「23,320円」に、「27,650円」を「28,160円」に改め、同表小道場の項中「410円」を「420円」に、「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「1,340円」を「1,360円」に改め、同表会議室の項中「720円」を「730円」に、「840円」を「860円」に、「980円」を「1,000円」に、「1,560円」を「1,590円」に、「1,810円」を「1,840円」に、「2,540円」を「2,590円」に改める。

別表の2の表一般の項中「1,410円」を「1,440円」に、「1,630円」を「1,660円」に、「980円」を「1,000円」に改める。

別表の3の表中「360円」を「370円」に、「420円」を「430円」に、「780円」を「790円」に、「840円」を「860円」に、「1,200円」を「1,220円」に改める。

(熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例(昭和49年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(熊本県立美術館条例の一部改正)

第10条 熊本県立美術館条例(昭和50年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「第8条」を「第7条」に改め、同表本館常設展示室の項中「270円」を「280円」に、「190円」を「200円」に、「160円」を「170円」に、「120円」を「130円」に改め、同表本館常設展示室及び本館永青文庫展示室共通の項中「420円」を「430円」に、「300円」を「310円」に、「250円」を「260円」に、「190円」を「200円」に改める。

別表第2本館の項中「8,320円」を「8,470円」に、「10,050円」を

「10,240円」に、「11,020円」を「11,220円」に、「13,180円」を「13,420円」に、「11,990円」を「12,210円」に、「14,370円」を「14,640円」に改め、同表分館の項中「7,780円」を「7,920円」に、「9,290円」を「9,460円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「9,070円」を「9,240円」に、「11,880円」を「12,100円」に、「14,260円」を「14,520円」に、「4,650円」を「4,740円」に、「5,510円」を「5,610円」に改める。

(熊本県身体障害者福祉センター条例の一部改正)

第11条 熊本県身体障害者福祉センター条例(昭和50年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表体育館の項中「880円」を「900円」に、「510円」を「520円」に、「370円」を「380円」に改め、同表宿泊室の項中「1,030円」を「1,050円」に改める。

(熊本県有料駐車場管理条例の一部改正)

第12条 熊本県有料駐車場管理条例(昭和54年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表熊本県営有料駐車場の項中「320円」を「330円」に、「22,000円」を「22,400円」に、「15,600円」を「15,900円」に、「10,400円」を「10,600円」に改め、同表熊本県営第二有料駐車場の項中「10,400円」を「10,600円」に改める。

第10条第2項中「320円」を「330円」に改める。

(熊本県立劇場条例の一部改正)

第13条 熊本県立劇場条例(昭和57年熊本県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表コンサートホールの項中「38,880円」を「39,600円」に、「77,760円」を「79,200円」に、「97,200円」を「99,000円」に、「116,640円」を「118,800円」に、「154,440円」を「157,300円」に、「193,320円」を「196,900円」に、「58,320円」を「59,400円」に、「144,720円」を「147,400円」に、「173,880円」を「177,100円」に、「232,200円」を「236,500円」に、「289,440円」を「294,800円」に、「65,880円」を「67,100円」に、「130,680円」を「133,100円」に、「164,160円」を「167,200円」に、「196,560円」を「200,200円」に、「261,360円」を「266,200円」に、「327,240円」を「333,

300円」に、「72,360円」を「73,700円」に、「181,440円」を「184,800円」に、「218,160円」を「222,200円」に、「291,600円」を「297,000円」に、「363,960円」を「370,700円」に、「155,520円」を「158,400円」に、「194,400円」を「198,000円」に、「233,280円」を「237,600円」に、「311,040円」を「316,800円」に、「388,800円」を「396,000円」に、「46,440円」を「47,300円」に、「92,880円」を「94,600円」に、「140,400円」を「143,000円」に、「186,840円」を「190,300円」に、「70,200円」を「71,500円」に、「139,320円」を「141,900円」に、「174,960円」を「178,200円」に、「209,520円」を「213,400円」に、「277,560円」を「282,700円」に、「347,760円」を「354,200円」に、「78,840円」を「80,300円」に、「156,600円」を「159,500円」に、「235,440円」を「239,800円」に、「313,200円」を「319,000円」に、「392,040円」を「399,300円」に、「87,480円」を「89,100円」に、「348,840円」を「355,300円」に、「436,320円」を「444,400円」に、「93,310円」を「95,040円」に、「186,620円」を「190,080円」に、「279,940円」を「285,120円」に、「373,250円」を「380,160円」に、「466,560円」を「475,200円」に改め、同表演劇ホールの項中「33,480円」を「34,100円」に、「65,880円」を「67,100円」に、「82,080円」を「83,600円」に、「98,280円」を「100,100円」に、「130,680円」を「133,100円」に、「164,160円」を「167,200円」に、「48,600円」を「49,500円」に、「123,120円」を「125,400円」に、「146,880円」を「149,600円」に、「197,640円」を「201,300円」に、「246,240円」を「250,800円」に、「56,160円」を「57,200円」に、「110,160円」を「112,200円」に、「139,320円」を「141,900円」に、「166,320円」を「169,400円」に、「221,400円」を「225,500円」に、「276,480円」を「281,600円」に、「61,560円」を「62,700円」に、「154,440円」を「157,300円」に、「185,760円」を「189,200円」に、「247,320円」を「251,900円」に、「308,880円」を「314,600円」に、「66,960円」を「68,200円」に、「133,920円」を「136,400円」に、「167,400円」を「170,500円」に、「200,880円」を

「204,600円」に、「267,840円」を「272,800円」に、「334,800円」を「341,000円」に、「38,880円」を「39,600円」に、「78,840円」を「80,300円」に、「118,800円」を「121,000円」に、「157,680円」を「160,600円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「117,720円」を「119,900円」に、「177,120円」を「180,400円」に、「235,440円」を「239,800円」に、「294,840円」を「300,300円」に、「132,840円」を「135,300円」に、「199,800円」を「203,500円」に、「265,680円」を「270,600円」に、「332,640円」を「338,800円」に、「73,440円」を「74,800円」に、「149,040円」を「151,800円」に、「222,480円」を「226,600円」に、「297,000円」を「302,500円」に、「370,440円」を「377,300円」に、「80,350円」を「81,840円」に、「160,700円」を「163,680円」に、「241,060円」を「245,520円」に、「321,410円」を「327,360円」に、「401,760円」を「409,200円」に改め、同表大会議室の項中「21,600円」を「22,000円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「45,360円」を「46,200円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「49,680円」を「50,600円」に、「71,280円」を「72,600円」に改め、同表中会議室の項中「3,240円」を「3,300円」に、「3,570円」を「3,640円」に、「6,800円」を「6,930円」に、「3,890円」を「3,960円」に、「7,450円」を「7,590円」に、「10,690円」を「10,890円」に改め、同表小会議室の項中「2,160円」を「2,200円」に、「2,380円」を「2,420円」に、「4,540円」を「4,620円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「4,970円」を「5,060円」に、「7,130円」を「7,260円」に改め、同表和室の項中「4,320円」を「4,400円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「9,070円」を「9,240円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「9,940円」を「10,120円」に、「14,260円」を「14,520円」に改め、同表音楽リハーサル室の項及び演劇リハーサル室の項中「6,480円」を「6,600円」に、「7,130円」を「7,260円」に、「13,610円」を「13,860円」に、「7,780円」を「7,920円」に、「14,900円」を「15,180円」に、「21,380円」を「21,780円」に改め、同表第1練習室（219平方メートル）の項中「4,320円」を「4,400円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「9,070円」を「9,240円」に、「5,180円」を「5,280円」

に、「9,940円」を「10,120円」に、「14,260円」を「14,520円」に改め、同表第2練習室（167平方メートル）及び第3練習室（169平方メートル）の項中「2,700円」を「2,750円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「5,720円」を「5,830円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「6,260円」を「6,380円」に、「8,960円」を「9,130円」に改め、同表第1楽屋、第2楽屋、第3楽屋、第4楽屋及び第5楽屋の項及び第1控室、第2控室、第3控室、第4控室、第5控室及び第6控室の項中「2,160円」を「2,200円」に、「2,380円」を「2,420円」に、「4,540円」を「4,620円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「4,970円」を「5,060円」に、「7,130円」を「7,260円」に改める。

（熊本県伝統工芸館条例の一部改正）

第14条 熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1階展示室の項中「10,370円」を「10,560円」に改め、同表2階展示室Aの項中「3,890円」を「3,960円」に改め、同表2階展示室Bの項中「3,730円」を「3,800円」に改め、同表地下会議室の項中「3,570円」を「3,640円」に、「5,080円」を「5,170円」に、「8,640円」を「8,800円」に改め、同表2階会議室の項中「2,710円」を「2,760円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「6,160円」を「6,270円」に改め、同表和室の項中「4,430円」を「4,510円」に改める。

（熊本県立総合体育館条例の一部改正）

第15条 熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表大体育室の項中「1,010円」を「1,030円」に改め、同表大体育室及び中体育室の項中「1,380円」を「1,410円」に、「1,010円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に改め、同表小体育室の項中「870円」を「890円」に、「290円」を「300円」に改め、同表室内温水プールの項中「280円」を「290円」に、「400円」を「410円」に、「2,810円」を「2,860円」に、「4,000円」を「4,070円」に改め、同表トレーニング室の項中「380円」を「390円」に、「3,790円」を「3,860円」に改め、同表元気体力測定室の項中「670円」を「680円」に、「870円」を「890円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「1,940円」を「1,980円」に改め、同表会議室の項中「2,960円」を「3,010円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「990円」を「1,010円」に改め、同表和室の項中

「660円」を「670円」に改める。

別表の2の表大体育室の項中「2,380円」を「2,420円」に、「9,940円」を「10,120円」に改め、同表中体育室の項中「1,880円」を「1,910円」に、「7,920円」を「8,070円」に改め、同表室内温水プールの項中「2,640円」を「2,690円」に、「3,350円」を「3,410円」に改め、同表照明設備の項中「3,670円」を「3,740円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「650円」を「660円」に、「430円」を「440円」に改め、同表大体育室冷暖房設備の項中「10,800円」を「11,000円」に改める。

(熊本県野外劇場条例の一部改正)

第16条 熊本県野外劇場条例(昭和62年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表野外ステージの項中「63,450円」を「64,630円」に、「77,600円」を「79,040円」に、「98,760円」を「100,590円」に、「9,400円」を「9,570円」に、「11,780円」を「12,000円」に、「126,840円」を「129,190円」に、「155,040円」を「157,910円」に、「197,320円」を「200,970円」に、「18,790円」を「19,140円」に、「23,490円」を「23,930円」に、「190,300円」を「193,820円」に、「232,630円」を「236,940円」に、「296,080円」を「301,560円」に、「28,190円」を「28,710円」に、「35,260円」を「35,910円」に、「253,700円」を「258,400円」に、「310,070円」を「315,810円」に、「394,630円」を「401,940円」に、「37,580円」を「38,280円」に、「46,990円」を「47,860円」に、「95,150円」を「96,910円」に、「116,260円」を「118,410円」に、「147,960円」を「150,700円」に、「14,090円」を「14,350円」に、「17,610円」を「17,940円」に、「380,540円」を「387,590円」に、「465,050円」を「473,660円」に、「591,890円」を「602,850円」に、「70,470円」を「71,780円」に、「88,080円」を「89,710円」に、「634,230円」を「645,980円」に、「775,220円」を「789,580円」に、「986,640円」を「1,004,910円」に、「140,950円」を「143,560円」に、「176,200円」を「179,460円」に改め、同表第1音楽練習室(220平方メートル)の項中「4,750円」を「4,840円」に、「5,620円」を「5,720円」に、「7,180円」を「7,3

10円」に、「700円」を「710円」に、「810円」を「830円」に、「6,210円」を「6,330円」に、「7,400円」を「7,540円」に、「9,450円」を「9,630円」に、「920円」を「940円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表第2音楽練習室（135平方メートル）及び第3音楽練習室（110平方メートル）の項中「3,290円」を「3,350円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「5,080円」を「5,170円」に、「480円」を「490円」に、「600円」を「610円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「5,620円」を「5,720円」に、「7,180円」を「7,310円」に、「700円」を「710円」に、「810円」を「830円」に改め、同表楽屋の項中「2,540円」を「2,590円」に、「3,190円」を「3,250円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「380円」を「390円」に、「480円」を「490円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「5,080円」を「5,170円」に、「600円」を「610円」に改める。

（熊本県農業公園条例の一部改正）

第17条 熊本県農業公園条例（平成2年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「320円」を「330円」に、「100円」を「110円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2多目的ホールの項中「5,076円」を「5,170円」に改め、同表物産館ホールの項中「49円68銭」を「50円60銭」に改め、同表回廊の項中「12円96銭」を「13円20銭」に改め、同表中庭の項中「8円64銭」を「8円80銭」に改め、同表広場の項中「5円40銭」を「5円50銭」に改める。

（熊本県立装飾古墳館条例の一部改正）

第18条 熊本県立装飾古墳館条例（平成3年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般人の項中「420円」を「430円」に、「290円」を「300円」に改める。

別表第2中「1,190円」を「1,210円」に改める。

（熊本県環境センター条例の一部改正）

第19条 熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の項中「1,290円」を「1,320円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「3,010円」を「3,080円」に、「645円」を「660円」に、「860円」を「880円」に、「1,505円」を「1,540円」に改め、同

表環境シアターの項中「2, 370円」を「2, 415円」に、「3, 160円」を「3, 220円」に、「5, 530円」を「5, 635円」に改める。

(熊本県総合福祉センター条例の一部改正)

第20条 熊本県総合福祉センター条例(平成5年熊本県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表研修ホールの項中「8, 970円」を「9, 140円」に、「12, 210円」を「12, 440円」に、「21, 170円」を「21, 560円」に改め、同表第1会議室の項中「3, 140円」を「3, 200円」に、「4, 100円」を「4, 180円」に、「7, 130円」を「7, 260円」に改め、同表第2会議室の項中「1, 730円」を「1, 760円」に、「2, 380円」を「2, 420円」に、「4, 220円」を「4, 300円」に改め、同表第3会議室の項中「2, 710円」を「2, 760円」に、「3, 670円」を「3, 740円」に、「6, 380円」を「6, 500円」に改め、同表第4会議室の項中「3, 350円」を「3, 410円」に、「4, 430円」を「4, 510円」に、「7, 670円」を「7, 810円」に改める。

(熊本産業展示場条例の一部改正)

第21条 熊本産業展示場条例(平成8年熊本県条例第65号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表展示ホールの項中「1, 278, 720円」を「1, 302, 400円」に、「639, 360円」を「651, 200円」に、「175, 820円」を「179, 080円」に、「959, 040円」を「976, 800円」に、「479, 520円」を「488, 400円」に、「131, 870円」を「134, 310円」に、「319, 680円」を「325, 600円」に、「87, 910円」を「89, 540円」に、「159, 840円」を「162, 800円」に、「43, 960円」を「44, 770円」に改め、同表多目的ホールの項中「105, 840円」を「107, 800円」に、「52, 920円」を「53, 900円」に、「14, 580円」を「14, 850円」に、「63, 500円」を「64, 680円」に、「31, 750円」を「32, 340円」に、「8, 750円」を「8, 910円」に、「42, 340円」を「43, 120円」に、「21, 170円」を「21, 560円」に、「5, 830円」を「5, 940円」に改め、同表大会議室の項中「37, 580円」を「38, 280円」に、「18, 790円」を「19, 140円」に、「5, 180円」を「5, 280円」に、「25, 060円」を「25, 520円」に、「12, 530円」を「12, 760円」に、「3, 460円」を「3, 520円」に、「6, 260円」を「6, 380円」に、「1, 730円」を「1, 760円」に改め、同表中会議室の項中「25, 060円」を「25, 520円」に、「12, 530円」を「12, 760円」

に、「3,460円」を「3,520円」に改め、同表屋外展示場の項中「30円24銭」を「30円80銭」に、「15円12銭」を「15円40銭」に、「4円32銭」を「4円40銭」に改める。

別表の2の表展示ホールの冷暖房設備の項中「47,520円」を「48,400円」に、「35,640円」を「36,300円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「11,880円」を「12,100円」に改め、同表多目的ホールの冷暖房設備の項中「2,700円」を「2,750円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表展示ホールの可動席の項中「172,370円」を「175,560円」に、「99,790円」を「101,640円」に改め、同表電気設備一式の項中「43円20銭」を「44円」に改め、同表水道設備一式の項中「378円」を「385円」に改め、同表ガス設備一式の項中「723円60銭」を「737円」に改め、同表備考を削る。

(熊本県立青少年の家条例の一部改正)

第22条 熊本県立青少年の家条例(平成9年熊本県条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表天草青年の家、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家の項中「680円」を「690円」に、「310円」を「320円」に改め、同表あしきた青少年の家の項中「1,090円」を「1,110円」に、「410円」を「420円」に、「310円」を「320円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

(熊本県総合射撃場条例の一部改正)

第23条 熊本県総合射撃場条例(平成10年熊本県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表一般使用の項中「380円」を「390円」に、「1,690円」を「1,720円」に改め、同表専用使用の項中「13,510円」を「13,760円」に、「34,560円」を「35,200円」に、「3,140円」を「3,200円」に、「20,520円」を「20,900円」に改める。

別表の2の表会議室の項中「430円」を「440円」に改め、同表研修室の項中「650円」を「660円」に改める。

(熊本県天草飛行場条例の一部改正)

第24条 熊本県天草飛行場条例(平成11年熊本県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(熊本県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第25条 熊本県流水占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第29号)の一部を次の

ように改正する。

別表第1発電の原動力の用に供するものの項中「108/100」を「110/100」に改め、同表発電以外の水利使用に供するものの項中「21,600円」を「22,000円」に、「177万7,680円」を「181万600円」に改める。

別表第2砂の項中「129円60銭」を「132円」に改め、同表砂利の項中「162円」を「165円」に改め、同表土砂の項中「108円」を「110円」に改め、同表切り込み砂利の項中「140円40銭」を「143円」に改め、同表栗石の項中「156円60銭」を「159円50銭」に改め、同表玉石の項中「54円」を「55円」に改め、同表転石の項中「70円20銭」を「71円50銭」に、「102円60銭」を「104円50銭」に改める。

(熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部改正)

第26条 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2砂の項中「118円80銭」を「121円」に改め、同表砂利の項中「162円」を「165円」に改め、同表土砂の項中「108円」を「110円」に改め、同表切り込み砂利の項中「140円40銭」を「143円」に改め、同表栗石の項中「156円60銭」を「159円50銭」に改め、同表玉石の項中「54円」を「55円」に改め、同表転石の項中「70円20銭」を「71円50銭」に、「102円60銭」を「104円50銭」に改める。

(熊本県一般海域管理条例の一部改正)

第27条 熊本県一般海域管理条例(平成12年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2砂の項中「118円80銭」を「121円」に改め、同表砂利の項中「162円」を「165円」に改め、同表土砂の項中「108円」を「110円」に改め、同表切り込み砂利の項中「140円40銭」を「143円」に改め、同表栗石の項中「156円60銭」を「159円50銭」に改め、同表玉石の項中「54円」を「55円」に改め、同表転石の項中「70円20銭」を「71円50銭」に、「102円60銭」を「104円50銭」に改める。

(くまもと県民交流館条例の一部改正)

第28条 くまもと県民交流館条例(平成13年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「21,170円」を「21,560円」に、「28,300円」を「28,820円」に、「49,460円」を「50,380円」に、「70,630円」を「71,940円」に、「10,580円」を「10,780円」に、「14,

150円」を「14,410円」に、「24,730円」を「25,190円」に、「35,320円」を「35,970円」に改め、同表会議室1の項中「7,780円」を「7,920円」に、「10,370円」を「10,560円」に、「18,140円」を「18,480円」に、「25,920円」を「26,400円」に改め、同表会議室2の項、会議室3の項及び会議室4の項中「3,890円」を「3,960円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「9,070円」を「9,240円」に、「12,960円」を「13,200円」に改め、同表会議室5の項中「1,400円」を「1,430円」に、「1,840円」を「1,870円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,640円」を「4,730円」に改め、同表会議室6の項中「2,380円」を「2,420円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「5,620円」を「5,720円」に、「7,990円」を「8,140円」に改め、同表会議室7の項及び会議室8の項中「4,320円」を「4,400円」に、「5,720円」を「5,830円」に、「10,040円」を「10,230円」に、「14,360円」を「14,630円」に改め、同表会議室9の項中「3,130円」を「3,190円」に、「4,210円」を「4,290円」に、「7,340円」を「7,480円」に、「10,470円」を「10,670円」に改め、同表音楽室1の項中「3,780円」を「3,850円」に、「5,080円」を「5,170円」に、「8,860円」を「9,020円」に、「12,640円」を「12,870円」に改め、同表音楽室2の項中「1,510円」を「1,540円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「3,460円」を「3,520円」に、「4,970円」を「5,060円」に改め、同表和室の項中「6,160円」を「6,270円」に、「8,210円」を「8,360円」に、「14,360円」を「14,630円」に、「20,520円」を「20,900円」に改め、同表練習室の項中「1,940円」を「1,980円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「4,540円」を「4,620円」に、「6,480円」を「6,600円」に改める。

(熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部改正)

第29条 熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例(平成13年熊本県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「10分」を「50分」に、「250円」を「1,350円」に改める。

(熊本県博物館ネットワークセンター条例の一部改正)

第30条 熊本県博物館ネットワークセンター条例(平成27年熊本県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表多目的広場の項中「700円」を「710円」に、「800円」を「810円」

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第1条から第4条まで、第6条から第8条まで、第10条から第25条まで及び第28条から第30条までの規定による改正後の藤崎台県営野球場条例、熊本県漁港管理条例、熊本県財産条例、熊本県港湾管理条例、熊本県道路占用料徴収条例、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例、熊本武道館条例、熊本県立美術館条例、熊本県身体障害者福祉センター条例、熊本県有料駐車場管理条例、熊本県立劇場条例、熊本県伝統工芸館条例、熊本県立総合体育館条例、熊本県野外劇場条例、熊本県農業公園条例、熊本県立装飾古墳館条例、熊本県環境センター条例、熊本県総合福祉センター条例、熊本産業展示場条例、熊本県立青少年の家条例、熊本県総合射撃場条例、熊本県天草飛行場条例、熊本県流水占用料等徴収条例、くまもと県民交流館条例、熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例及び熊本県博物館ネットワークセンター条例（以下「改正後の使用料等条例」という。）の使用料及び占用料に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料について適用し、施行日前の使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条、第4条及び第24条の規定による改正前の熊本県漁港管理条例、熊本県港湾管理条例及び熊本県天草飛行場条例により平成31年3月31日までに行われた使用又は占用の許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き使用し、又は占有しているときは、施行日以後の使用又は占有に係る使用料又は占用料については、前項の規定にかかわらず、これらの規定による改正前のそれぞれの条例に規定する使用料又は占用料の額とする。
- 4 改正後の使用料等条例（第25条の規定による改正後の熊本県流水占用料等徴収条例を除く。以下この項において同じ。）の使用料及び占用料については、施行日前においても、改正後の使用料等条例の使用料又は占用料に関する規定の例により、改正後の使用料等条例に定める額を徴収することができる。
- 5 第2条、第4条及び第25条から第27条までの規定による改正後の熊本県漁港管理条例、熊本県港湾管理条例、熊本県流水占用料等徴収条例、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例及び熊本県一般海域管理条例の土砂採取料及び土石採取料に関する規定は、許可又は協議における土砂又は土石等の採取の開始の日が施行

日以後である土砂採取料又は土石採取料について適用し、許可又は協議における土砂又は土石等の採取の開始の日が施行日前である土砂採取料又は土石採取料については、なお従前の例による。

6 第5条の規定による改正後の熊本県病院事業の設置等に関する条例の手数料に関する規定は、施行日以後に行われる請求に対する診断書、死体検案書又は説明書の交付に係る手数料について適用し、施行日前に行われる請求に対する診断書、死体検案書又は説明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

7 第9条の規定による改正後の熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例第4条の規定にかかわらず、施行日前から継続している工業用水の給水で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

8 第10条、第17条及び第18条の規定による改正後の熊本県立美術館条例、熊本県農業公園条例及び熊本県立装飾古墳館条例の観覧料及び入園料に関する規定は、施行日以後に領収する観覧料又は入園料について適用し、施行日前に領収する観覧料又は入園料については、なお従前の例による。

9 第24条の規定による改正後の熊本県天草飛行場条例の着陸料及び停留料に関する規定は、施行日以後の着陸又は停留に係る着陸料又は停留料について適用し、施行日前の着陸又は停留に係る着陸料又は停留料については、なお従前の例による。

10 第24条の規定による改正後の熊本県天草飛行場条例第1条に規定する飛行場に係る施行日の前日から施行日にかけての停留は、施行日前の停留とみなして、前項の規定を適用する。

(提案理由)

消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等に伴い適切な措置を講ずるため、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。